

ご家族の署名だけでもけっこうです

あなたも**受任者**になってください

- ・氏名、住所、生年月日を直筆
- ・押印が必要（認め印、拇印も可）
- ・門真市の有権者に限る

署名する人
※必ず本人

注意点

手や目に障害があり筆記できない方以外の代筆、または回覧・郵送での署名依頼は禁止



この人が受任者
※署名を集める人

- ・門真市に住所がある有権者に限る
- ・地方公務員でもOK

受任者になれない人

- ※署名はできません
- ・国家公務員
- ・公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学の教員

所定の署名用紙

・友人、知人、街頭で、戸別訪問でも集められる

受任者になって頂ける方は添付のハガキにご記入のうえ、ご投函ください

下記の時間・場所でも署名ができます

駅頭署名におこし下さい

京阪「古川橋駅」
午後 1 時30分～ 3 時

- ① 4月25日(日)
- ② 5月9日(日)
- ③ 5月16日(日)
- ④ 5月23日(日)

門真市と守口市の合併はまだ決まっています

- ・市の名前
- ・合併の期日
- ・市役所の位置
- ・市議会議員の定数と任期
- ・特別職等の身分の取扱い
- ・上下水道使用料
- ・電算システム
- ・学校教育（給食・奨学金・児童の検診・私立幼稚園就園世帯への補助金）
- ・社会教育（公民館、放課後児童健全育成等）
- ・具体的な使用料・手数料
- ・合併したら財政がよくなるのか（財政計画）
- ・新市まちづくり計画
- ・住民意向把握の方法

合併の是非
……など

両市で大きな違いがあり調整困難なことやわたしたちが知りたいこと重要なことばかり

こんなにあります
合併協議会で決まっていないこと

合併したら、わたしたちの暮らしがどうなるのか、よく知ったうえで、合併の是非は住民投票で考えます。

未来の会 住民投票条例直接請求の流れ(予定)

3月	受任者の募集	住民投票条例制定の請求申請 4/19
4月		署名簿の作成 4/19~23
		署名収集(30日間) 4/24~5/23 受任者の届出
5月		(5日以内) 選挙管理委員会へ署名簿の提出
		(20日以内) 選挙管理委員会による署名簿の縦覧(7日間)
6月		選挙管理委員会から請求者へ署名簿を送付
		市長に条例制定を本請求
7月		市長、条例制定についての意見書を添えて市議会に付議
		(20日以内) 市議会召集一審議一議決 ・可決・修正可決 ☺ ⇒住民投票の実施 ・継続審議 ☹ ・否決 ☹